



Bee通信

OCTOBER



「ワーク・ライフ・バランス」の真意

10月4日(木)午後、東京大学で開催された「ワーク・ライフ・バランス推進・研究プロジェクト」の研究発表会に参加してきました。この研究プロジェクトは2008年10月に発足され、**企業におけるワーク・ライフ・バランス推進と働き方の関係などに関する調査研究**を行っています。

ここ愛知県では、まだまだ“ワーク・ライフ・バランス(WLB)”が正しく理解されていません。なぜなら、経営者はもちろんのこと、社労士仲間までもが「育児や介護の社員を受け入れるなんて無理無理」などと言ったりするからです。

WLB支援は、福利厚生施策と捉えている企業がありますが、社員に意欲的に仕事に取り組んでもらうために不可欠な**人材活用上の施策**です。また、仕事中心のライフスタイルを否定することがWLB支援ではありませんし、仕事と仕事以外の生活の時間をバランス良くするという意味でもありません。WLB支援は特定のライフスタイルや生き方を望ましいとするのではなく、**多様なライフスタイルや生き方を受容するための取り組み**なのです。**時間生産性を向上させて「メリハリのある働き方」への転換**を目指すので、もしかしたら経営者にとって理想の姿を追求でき、社員にとって厳しい施策になるのかもしれませんが。

企業の人材マネジメントにおいてWLBが重視されるようになってきたのは、「**WLC(ワーク・ライフ・コンフリクト、WLBが実現できていない状態)に直面すると、社員は仕事に意欲的に取り組むことが難しくなり、仕事の生産性や創造性が低下する**」ことが多くの研究によって明らかにされているためです。

プロジェクト代表である東京大学大学院情報学環 佐藤教授は、**WLB支援に一番大切なものは“職場風土作り”**だと言っています。「そんなの当たり前じゃない!!!」という声が聞こえてきそうですね。土台の重要性はWLB支援に限らず、人と人が集う場に必須なことです。それを抜きにして人を管理したり制度に合わせるようにすると、人は動きたくない、動かないという状態になります。

今まで企業は日本人を対象に単一型の働き方が主でした。成績の良いプレーヤーが管理職となり後輩達のマネジメントも担ってきました。今後は多種多様な人種・働き方が必要になると、プレーヤーはプレーヤーにマネージャーはマネージャーと役割分担できるのが理想です。プレイングマネージャーを求められている中小企業の管理職は、大企業に比べ大変な役割を担っているかもしれません。

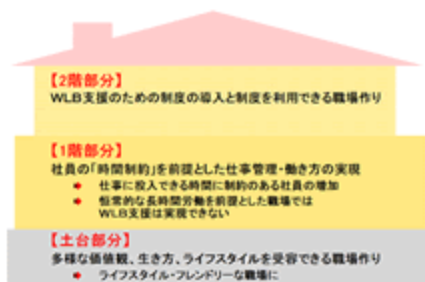


【Beeパーティ秋編よりナイスフォト】

「うちの会社はぎりぎりの人数だから無理」という言葉を、「ぎりぎりの人数だからこそ、WLBと向き合ってみよう」に変わらないといけなのだと思います。

吉岡 規子

3つの取り組みからなるWLB支援



【佐藤教授 作成資料より】

～お知らせ①～

Beeセミナー 開催決定!!!

2012年 第3弾となるBeeセミナーの開催が決まりましたのでお知らせいたします。日時は以下の通りです。

平成24年11月15日(木)
13:30開始

詳細は同封したチラシをご覧くださいませ♪

～お知らせ②～

平成24年度の 最低賃金額が決定!

平成24年度の都道府県別最低賃金額と発効年月日が決まりましたのでお知らせいたします。

県	金額	前年比	発効日
愛知	758円	8円アップ	10/1
岐阜	713円	6円アップ	10/1
三河	724円	7円アップ	9/30
静岡	735円	7円アップ	10/12
滋賀	716円	7円アップ	10/6

～お知らせ③～

障害者雇用指導に関する リーフレット案内

以前のBee通信で、「障害者の法定雇用率の引き上げ」についてお知らせいたしましたが、愛知労働局より、「障害者雇用指導」についての案内リーフレットが発表されました。対象となる企業は以下の通りです↓

- ①障害者の実雇用率が全国平均実雇用率未満かつ不足数が5人以上である企業
- ②法定雇用障害者数が3～4人の企業で、障害者を1人も雇用していない(実雇用率0%)の企業
- ③不足数が10人以上の企業

リーフレットの詳細はこちら↓
<http://aichi-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0058/7596/tasseisidou.pdf>



日増しに秋も深まり、
朝夕は肌寒く感じます

本紙作成・発行責任者：吉岡 規子

〒460-0008

名古屋市中区栄3-25-37
メイクビル3階

Bee パートナース 社労士事務所

電話：052(241)1861
FAX：052(241)3878
Email：office@bee-partners.com

ホームページを
リニューアルしました♪
一度のぞいてみてくださいね～



お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただいておりますが、 unnecessary 場合はご連絡いただけると助かります。

年金額アップのチャンス！

国民年金保険料の納付期間が10年に延長されます

平成24年10月～平成27年9月の時限措置

国民年金保険料後納制度（過去に納め忘れた保険料を後で納付できる制度）の対象期間が、今後3年（平成24年10月～平成27年9月）に限り、10年間に延長されます（従来は2年）。納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

さかのぼって保険料を納付することにより、

- ① 将来受け取る年金額が増加する
- ② 今まで年金受給資格がなかった人でも、年金の受給資格を取得する可能性があるというメリットがあります。

Q. 1ヶ月分の保険料を追加で納めると、年金の額はいくら増えるの？

A. 1ヶ月につき1,638円プラスされた額が毎年支給されます！

$$\frac{786,500\text{円 (平成24年度満額の年金額)}}{480\text{ヶ月 (40年} \times 12\text{ヶ月)}} \approx 1,638\text{円}$$

対象となる方は、年齢により以下のように異なります。

- ① 20歳以上～60歳未満
過去10年以内に納め忘れ期間（納付・免除以外）・未加入期間あり
- ② 60歳以上～65歳未満
①に加え、任意加入中に納め忘れ期間あり
- ③ 65歳以上
年金受給資格がなく任意加入中の人

ただし、老齢基礎年金の受給者は申し込みできませんのでご注意ください。将来もらえる年金額を増やすチャンスです。心当たりのある方は、ぜひお近くの年金事務所へ！

社会保険 資格取得時には、「本人確認」を徹底してください！

基礎年金番号が分からない場合は、本人確認ができる書類が必要です

平成24年10月以降、社会保険の新規取得者の手続きの際には、「本人確認」が徹底して行われることになりました。

資格取得届に
基礎年金番号が記入
されていますか？



Yes

取得届が受理され、健康保険証が発行されます

No

運転免許証・住民票等の本人確認書類を添付して下さい！

本人確認ができない場合は、保険証が発行されませんので、基礎年金番号の記載、年金手帳の回収等の徹底をお願いします。

注目

労働契約法の一部が改正されました

平成24年8月10日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、有期労働契約について以下の点が改正されました。

有期労働契約とは…期間の定めのある労働契約のことです。パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託等の名称問わず、期間が定められている場合は全て今回の改正対象となります。

- 改正ポイント** ① 有期労働契約 → 無期労働契約 への転換制度
有期労働契約が反復更新され、通算5年を超えた時は、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約へ転換させる仕組みを導入すること。
- ② 有期労働契約「雇止め(使用者が更新を拒否し、有期労働契約が終了すること)」についての定め
雇止めが合理的理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、有期労働契約が更新されたものとみなす。
- ③ 有期契約であることによる不合理な労働条件の禁止
有期契約であることにより、無期契約者との労働条件の相違があってはならない。(賃金・労働時間・災害補償等、労働者に対する一切の待遇を含む)

編集
後記

先日、岐阜にある「未来工業」という会社の社長の著作「日本一社員がしあわせな会社のヘンなきまり」を読みました。未来工業は、高収益でありながら有給休暇日数と労働時間の短さを誇るなど、他社とは一風変わった制度を持つ事で有名な会社です。PCで検索したところ「日本一満足度が高い」や「日本一社員のやる気のある“会社の著作が数多く出てきました。どの会社からも「ここが違う！」という強みを誇りに思っている気持ち」が伝わり、それが社員のモチベーションや売上等の結果につながっているケースも多くある事が分かりました。以前「二位じゃダメなんですか」という言葉が取り上げられた事がありましたが、「一番」の大切さを改めて感じました。
(加藤 知美)

